

**Pre-disclosure regarding  
Absorption-type Company Split**

**(Pursuant to the Article 782 Paragraph 1 of the Companies Act of  
Japan, and The Ordinance for Enforcement  
Article 183 thereof)**

**March 17, 2026**

**Toyota Tsusho Corporation**

March 17, 2026

## Pre-disclosure regarding Absorption-type Company Split

4-9-8 Meieki, Nakamura-ku, Nagoya-shi,  
Aichi Prefecture, 450-8575, Japan  
Toyota Tsusho Corporation  
Representative: Toshimitsu Imai,  
President & CEO

Toyota Tsusho Corporation ("Toyota Tsusho") announces today that it has entered into an absorption-type company split agreement with Toyotsu Chemiplas Corporation ("Toyotsu Chemiplas") on March 17, 2026 to transfer some of its rights and obligations with respect to its business conducted by the Circular Economy Division's Sustainable Materials SBU to Toyotsu Chemiplas as the transferee, with an effective date of July 1, 2026 ("Absorption-type Company Split").

Pursuant to both the Article 782 Paragraph 1 of the Companies Act of Japan and the Ordinance for Enforcement Article 183 thereof, Toyota Tsusho pre-discloses the followings.

### 1. Absorption-type Company Split between;

#### (1) Transferer

Name: Toyota Tsusho Corporation

Address: 4-9-8 Meieki, Nakamura-ku, Nagoya-shi, Aichi Prefecture

#### (2) Transferee

Name: Toyotsu Chemiplas Corporation

Address: 2-3-13 Konan, Minato-ku, Tokyo

### 2. Details of the Absorption-type Company Split

Please refer to the Attachment 1 herewith.

### 3. Payment for this transaction of the Absorption-type Company-Split

Upon this Absorption-type Split, Toyotsu Chemiplas will not provide any consideration to Toyota Tsusho. Since Toyota Tsusho holds all of issued stocks of Toyotsu Chemiplas, it has determined that such treatment is appropriate.

### 4. Details on the Transferee

#### (1) Financial statement as of the latest fiscal year of Toyotsu Chemiplas

Please refer to the Attachment 2 herewith.

#### (2) Financial statement based on the last business day as a temporary closing day:

Irrelevant

#### (3) Important financial procedures on the last day of the fiscal year, important obligations and

liabilities thereto and other matters that may affect significant impacts on the transferee:

Irrelevant

5. Details on the Transferer

(1) Important financial procedures on the last day of the fiscal year, important obligations and liabilities thereto and other matters that may affect significant impacts on the transferer:

Irrelevant

6. Prospect on the implementation for Obligations

(1) Toyota Tsusho

The amounts of assets and liabilities on the balance sheet thereof were 3,159,658 million yen and 1,884,080 million yen respectively at its last day of the fiscal year (March 31, 2025), with the amount of assets exceeding the amount of the liabilities. It is expected that the amount of assets of Toyota Tsusho after the effective date of the Absorption-type Company Split will sufficiently exceed the amount of its liabilities. Furthermore, as of the present, no events have been recognized, nor are any expected to occur, that would hinder the performance of Toyota Tsusho's obligations on or after the effective date of the Absorption-type Company Split. Based on the above, Toyota Tsusho is expected to be capable of performing its obligations after the effective date of the Absorption-type Company Split.

(2) Toyotsu Chemiplas

The amounts of assets and liabilities on the balance sheet thereof were 95,388 million yen and 65,861 million yen respectively at its last day of the fiscal year (March 31, 2025), with the amount of assets exceeding the amount of the liabilities. It is expected that the amount of assets of Toyotsu Chemiplas after the effective date of the Absorption-type Company Split will sufficiently exceed the amount of its liabilities. Furthermore, as of the present, no events have been recognized, nor are any expected to occur, that would hinder the performance of Toyotsu Chemiplas's obligations on or after the effective date of the Absorption-type Company Split. Based on the above, Toyotsu Chemiplas is expected to be capable of performing its obligations after the effective date of the Absorption-type Company Split.

Attachment 1

A copy of Contract Absorption type Company Split (Japanese only)

Attachment 2

Copies of financial statement and audit report for Toyotsu Chemiplas at the last day of its fiscal year  
(Japanese only)



## 吸収分割契約書

豊田通商株式会社（以下「甲」という。）及び豊通ケミプラス株式会社（以下「乙」という。）は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、甲が第1条所定の事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、令和8年3月17日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条 （吸収分割の方法）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、甲がサーキュラーエコノミー本部サステナブル素材 SBU において展開する、以下製品に係る販売事業（甲の関係会社向けの取引を除く。以下「本件事業」という。）に関して効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）時点で有する別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

#### （製品）

- ・ ポリエステル及び合成繊維の原料樹脂
- ・ 油脂化学品、界面活性剤及び洗剤を主用途とする化学製品

### 第2条 （分割当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

#### 記

甲：	商号	豊田通商株式会社
	住所	名古屋市中村区名駅四丁目9番8号
乙：	商号	豊通ケミプラス株式会社
	住所	東京都港区港南二丁目3番13号

### 第3条 （承継対象権利義務に関する事項）

乙は、本件分割により、効力発生日に、甲から承継対象権利義務を承継する。

### 第4条 （本件分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、承継対象権利義務の対価として、株式、金銭その他の財産を甲に交付しない。

### 第5条 （乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本件分割により増加する乙の資本金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 0円
- (3) 利益準備金の額 0円

第6条 (効力発生日)

本件分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、令和8年7月1日とする。但し、本件分割の手續上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条 (法令上の手續)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本件分割の実行のために関連法令により必要となる手續を行うものとする。

第8条 (競業避止義務)

甲は、乙が承継する本件事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第9条 (本契約の変更又は解除)

本契約締結日以降、効力発生日の前日までの間に、(i)承継対象権利義務又は甲若しくは乙の財産状態若しくは経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、(ii)本件分割の実行に重大な支障となり得る事象が発生又は判明した場合、(iii)甲又は乙において国内外の監督官庁その他の司法・行政機関から本件分割を適法に行うために必要な許認可等が取得できない場合(本件分割に関し重大な支障となる条件又は制約が付された場合を含む。)、(iv)その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができる。

第10条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本契約の目的の達成に向けて必要な事項及び本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠実に協議の上決定する。

(以下、本頁余白)

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年3月17日

甲：名古屋市中村区名駅四丁目9番8号

豊田通商株式会社

取締役社長 今井 斗志光



乙：東京都港区港南二丁目3番13号

豊通ケミプラス株式会社

代表取締役社長 佐藤 一範



(別紙)

### 承継権利義務明細表

本件分割に際し、効力発生日に乙が甲から承継する権利義務は、本件事業に関して甲が効力発生日時点で有する以下1.及び2.に定める権利義務とする。なお、両当事者は、協議の上、効力発生日の前日までに合意することにより、これらの権利義務を加除することができる。

#### 1. 契約等に基づく契約上の地位

本件事業にかかる売買基本契約、業務委託契約、その他一切の契約（但し、下記3.(2)及び(4)に定める契約を除く。以下「承継対象契約」という。）の契約上の地位

#### 2. 本件事業に関する一切のノウハウ

#### 3. 非承継権利義務

以下の権利義務は承継対象権利義務に含めないものとする。

- (1) 承継対象契約に基づき効力発生日前日時点までに生じた一切の権利義務（効力発生日前の事実起因又は関連して発生する債権債務（不法行為債務、契約に基づく債務その他の潜在債務、偶発債務及び簿外債務を含む。）を含む。）
- (2) 個別の売買取引等の条件を定める個別契約の契約上の地位、及び当該個別契約に基づき効力発生日までに発生し又は効力発生日以後に発生する一切の権利義務
- (3) 効力発生日前日時点において甲が保有する本件事業にかかる在庫
- (4) 本件事業に従事する従業員と甲との間の雇用契約及びそれに基づく一切の権利義務

以上

2024年度(第20期)

事業報告

自 令和 6年 4月 1日  
至 令和 7年 3月 31日

豊通ケミプラス株式会社

東京都港区港南二丁目3番13号

## 第20期事業報告

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の世界経済を振り返ると、インフレ沈静化や貿易の持ち直しが見られたものの、米国の政策変更や中国の内需不振などの影響で不確実性が高まりました。さらに、ロシアのウクライナ侵攻の長期化による資源・食料価格の高騰が続き、経済の不透明な状況は依然として深刻化しています。

米国経済は、堅調に推移し、内需が成長を支えました。雇用市場は安定し、消費も堅調でしたが、インフレの再燃リスクが懸念されました。欧州経済は、個人消費が成長を支えました。政治的不安定や対中関税の影響で製造業が苦境に立ちました。特にドイツの設備投資が抑制され、フランスの政治混迷が景気を下押ししました。中国経済は、政府目標を達成し、安定した成長を見せました。消費や投資の増加が見られた一方で、不動産市場の低迷や外資系企業の投資減少などの課題も浮き彫りになりました。

こうした中、わが国経済は、一時停滞感を強めたものの、回復基調を維持しました。2024年3月にはマイナス金利が終了し、7月には日経平均株価は史上最高値を更新しました。公示地価上昇率や春闘賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録し、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られました。個人消費の復調や好調なインバウンド需要により、景気は年央以降回復しましたが、円安や人手不足、海外景気の減速・停滞が逆風となり、経済成長を抑制しました。

このような経済環境の下、当事業年度の当社実績は、売上高が前事業年度を29億円(1%)上回る2,770億円、純利益は前事業年度を332百万円(▲5%)下回る6,445百万円となりました。

#### (2) 対処すべき課題

当社は「Solution Hub Company～顧客に寄り添い、課題を抽出し、化学の力で解決に挑戦する、技術提案型商社～」をビジョンに掲げ、以下の課題に取り組んでおります。

- ・確保が困難となる商材を安定的に供給し、顧客のサプライチェーンを繋ぐ
- ・環境配慮型商材の提供、資源循環スキームを構築し、脱炭素社会実現へ貢献
- ・当社の専門性、技術力を活かした機能を構築し、顧客に付加価値を提供
- ・データを活用し最適材料・最適物流を提案、顧客の課題を解決

以上の課題に対し、当事業年度において以下を実施致しました。

- ・国内石化メーカー品の生産縮小・撤退に伴い、海外調達を強化し、顧客のサプライチェーンの事業継続性を確保しました。
- ・持続可能な社会の実現のため、国際的な認証制度の一つであるISCC（国際持続可能性カーボン認証）PLUS認証を東京本社、大阪支店、名古屋支店、浜松営業所の4拠点で取得しました。
- ・環境負荷低減と資源循環型社会の構築に向けた取り組みとして、使用済みタイヤのケミカルリサイクル事業について、専門組織を新設し本格的に検討を開始しました。
- ・当社の競争優位性をさらに強化するべく、SCM機能統括室を新設し、当社の強みであるサプライチェーンマネジメントの高度化を推進致しました。
- ・デジタル技術を活用した業務変革と顧客への新たな価値提供を目指し、DX人材の育成に注力しました。

今後も引き続き、ビジョン実現に向けて課題への取組みを強化して参ります。

### （3）本部別売上推移

単位：億円

本部別売上高	2025年3月期		2024年3月期		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	比率
自動車資材本部	1,474	53.2%	1,497	54.6%	▲23	▲1.5%
生活資材本部	544	19.6%	499	18.2%	+45	+9.0%
化学品本部	658	23.8%	662	24.1%	▲4	▲0.6%
エレクトロニクス材料部	94	3.4%	84	3.1%	+10	+11.9%
合計	2,770	100.0%	2,742	100.0%	+28	+1.0%

### （4）設備投資等の状況

当事業年度中において実施致しました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当事業年度中に取得した主要資産
  - ・ 販売システム等 170百万円
- ② 当事業年度継続中の主要設備の新設、拡充
  - ・ 該当ございません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
  - ・ 該当ございません。

### （5）資金調達の状況

親会社である豊田通商株式会社よりの借入金が前期末より2,487百万円減少して

おります。

(6) 財産および損益の状況の推移

区分	第17期 令和4年3月期	第18期 令和5年3月期	第19期 令和6年3月期	第20期 令和7年3月期
売上高	243,699百万円	270,270百万円	274,174百万円	277,037百万円
当期純利益	5,382百万円	5,901百万円	6,777百万円	6,445百万円
1株当たり 当期純利益	427,218.8円	468,419.6円	537,965.8円	511,679.1円
総資産	100,596百万円	98,207百万円	98,673百万円	95,388百万円

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は豊田通商株式会社で、同社は当社の株式を12,597株  
(出資比率100%)保有致しております。

② 重要な子会社、投資先の状況

名称	出資比率	主要な事業内容
TOYOTSU CHEMIPLAS (THAILAND)	49%	化学品全般商品等の売買および輸出入
ZEON POLYMIX (GUANGZHOU)	30%	ECO, ACM, S-SBR, IR等のゴムの生産、加工 販売及び関係アフターサービス

(8) 主要な事業内容

ケミカル・プラスチック関連商品の国内売買および輸出入業

(9) 主要な営業所

名称	所在地
東京本社	東京都港区港南二丁目3番13号
大阪支店	大阪府中央区南船場四丁目3番11号
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目11番27号
浜松営業所	静岡県浜松市中央区板屋町111番地2
クオリティサポートセンター	愛知県小牧市大字入鹿出新田字新道900番地
九州営業所	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目2番5号
東北営業所	宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号

(10) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
389名	+15名

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
豊田通商株式会社	10,383百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 12,597株

(2) 株主数 1名

(3) 大株主

株主名	持株数
豊田通商株式会社	12,597株

(4) その他株式に関する重要な事項

・記載すべき事項はありません

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
尾崎 真人	代表取締役社長	* 豊田通商株式会社より出向 ・ 豊田通商株式会社 執行幹部 本部 COO (サーキュラーエコノミー本部) カンパニープレジデント ・ TOYOTSU CHEMIPLAS (THAILAND) Co.,Ltd. Director (Part time)
三村 康彦	取締役 (化学品本部長)	* 豊田通商株式会社より出向 ・ 磐田化学工業株式会社 非常勤監査役 ・ Wuxi Advanced Kayaku Chemical Co.,Ltd. 非常勤董事
中野 禎尚	取締役 (自動車資材本部長)	* 豊田通商株式会社より出向 ・ 瑞翁化工(広州)有限公司 非常勤董事
菅沼 達宣	取締役 (生活資材本部長)	
和佐 圭一郎	取締役 (コーポレート本部長)	
井上 治彦	監査役	* 豊田通商株式会社より出向

佐藤 一範	非常勤監査役	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊田通商株式会社 執行幹部 本部 C00 (サーキュラーエコノミー本部)</li> <li>・第一石鹼株式会社 監査役</li> <li>・豊通ペトリサイクルシステムズ株式会社 取締役</li> <li>・SANYO KASEI (THAILAND) LTD. Director</li> </ul>
-------	--------	--

(2) 取締役および監査役の報酬等の額：内規に基づき、支給しております。

#### 4. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法 362 条 4 項 6 号、416 条 1 項 1 号等）

- ・豊田通商グループ基本理念の精神を共有し、法令遵守および社会倫理の遵守を徹底するとともに、グループ経営に係る当社の経営上の重要事項については、必要に応じ、親会社への事前報告を実施し、了解を求める。
- ・子会社の損失の危険の管理に関する規程並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則 100 条 1 項 2 号）

- ・事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署及びリスク管理に関する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性をもった会議体で審議する。主管部署は、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。
- ・内部監査部署は、リスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

(3) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法 362 条 4 項 6 号、会社法施行規則 100 条 1 項 4 号）

- ・当社制定の「企業理念」「経営方針」「行動規範」を当社内部統制システム構築の基盤とし、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ・取締役は、コンプライアンスに関する諸規程を整備し、その遵守の周知徹底を図る。
- ・財務報告の信頼性確保のため内部統制体制を整備、構築する。
- ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則 100 条 1 項 3 号)

- ・ 定例の取締役会を原則として 3 ヶ月に 1 回以上開催し、「取締役会規則」により定めている事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。また、取締役会で定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行う。
- ・ 効率的な職務執行のため、経営会議を適宜開催し、迅速な情報の伝達と共有を行う。
- ・ 日常の職務執行については、当該社内規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化し、迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図る。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 (会社法施行規則 100 条 1 項 1 号)

- ・ 取締役は、取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を「文書規程」および「機密情報及び個人情報管理規程」等の社内規程に従って適切に保存および管理し、必要に応じて保存および管理状況の検証、規程等の見直しを行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項 (会社法施行規則 100 条 3 項 1 号、2 号)

- ・ 監査役がその職務の執行の補助者を必要とするときは、使用人(補助使用人)を設置する。
- ・ 補助使用人の人事に関する事項については、監査役との協議により定める。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制 (会社法施行規則 100 条 3 項 3 号)

- ・ 取締役または使用人は、監査役に対し、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況および内部通報システム『特別通報相談窓口: Will Do, SPEAK UP』における報告・通報を受けた情報を速やかに報告する。
- ・ 取締役または使用人は、定期的もしくは随時に、または監査役の求めに応じ、監査役に対し、業務に関し所要の事項を報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則 100 条 3 項 4 号)

- ・ 代表取締役は、定期的および必要に応じて随時、監査役と会社運営に関する意見交換会を持ち、意思疎通を図る。
- ・ 監査役が取締役の業務執行状況、内部統制システムの構築・運用状況を監査するため、主要な役員会議体への出席、重要書類の閲覧、各部・拠点の調査等を行い得る体制を整備す

る。

- ・監査役と会計監査人および監査室ならびにコーポレート本部各部門との適切な連携が確保されるような体制を整備する。

#### 5. 上述体制の運用状況の概要（会社法施行規則第 118 条第 2 号）

- ・業務運営体制の維持および向上にあたっては、内部統制・法令順守強化の観点から当期は以下の活動をいたしました。なお、当期に重大なコンプライアンス違反はございませんでした。

- 1) 年 2 回実施のリスクマネジメントコンプライアンス委員会にて重要規程の改訂、今期発生 of 重大リスク案件の要因・対策及び各本部毎に設定した重点リスクテーマの進捗報告を実施しました。
- 2) 全社的に業務フローの作成、業務改善を行いました。
- 3) 前期に引き続き全社リスク主管部署であるコーポレート本部内の社内監査をシステム企画部を対象に実施し、改善を行っております。
- 4) メンタル不全・ハラスメント・不正への牽制目的でケアステーションを立上・運営致しております。
- 5) BCP の観点から前期につづきコーポレート本部内において救命技能認定講習を実施。AED の利用方法を啓蒙し、防災対策の強化を図っております。

#### 6. 親会社等との間の取引に関する事項（会社法施行規則第 118 条第 5 号）

- (1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項
  - ・当社は、親会社等のグループ会社と営業取引を行う場合には、取引条件等の内容を合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。
- (2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
  - ・当社は、親会社からの独立性確保も踏まえ、事前に取り締役会等多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

#### 7. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
  - ・ P w C Japan 有限責任監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
  - ・ 20,427 千円
- (3) 会計監査人の報酬等に監査役が同意した理由

- ・監査役は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

(4) 会計監査人の解約又は不再任の決定の方針

- ・監査役は、会計監査人である監査法人の能力、信頼性その他の会計監査人としての適格性を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、該当会計監査人の解任又は当該会計監査人を再任しないことを株主総会の会議目的とすることと致します。

また、監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる状況にあり、かつ、改善の見込みがないと判断した時は、当該会計監査人を解任（監査役が2人以上ある場合にあつては、監査役の全員の同意によって解任）致します。当該解任をしたときは、監査役（監査役が2人以上ある場合にあつては、監査役の互選によって定めた監査役）は、解任後最初に召集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告致します。

以 上

2024年度(第20期)  
計算書類

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

豊通ケミプラス株式会社

東京都港区港南二丁目3番13号

## 貸借対照表

令和 7 年 3 月 31 日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
〔流動資産〕	〔 91,146,664 〕	〔流動負債〕	〔 64,980,882 〕
現金及び預金	644,809	支払手形	897,436
受取手形	556,845	電子記録債務	1,261,540
電子記録債権	11,526,912	買掛金	46,666,253
売掛金	62,910,086	短期借入金	10,383,329
商品	14,409,943	リース債務	1,920
未収入金	282,089	未払金	3,120,050
前払費用	84,591	未払費用	883
未収消費税等	728,272	未払法人税等	1,303,689
デリバティブ資産	5,251	未払事業所税	11,000
貸倒引当金	△2,134	前受金	245,280
		前受収益	27,187
〔固定資産〕	〔 4,241,434 〕	預り金	27,974
有形固定資産	( 48,790 )	預り保証金	158,098
建物附属設備	10,900	賞与引当金	861,043
構築物	0	役員賞与引当金	15,200
機械装置	17,247		
車両運搬具	1,233	〔固定負債〕	〔 880,099 〕
器具備品	10,873	退職給付引当金	864,181
リース資産	8,538	役員退職慰労引当金	9,300
無形固定資産	( 657,747 )	リース債務	6,618
ソフトウェア	657,747		
電話加入権	0	負債合計	65,860,981
投資その他の資産	( 3,534,897 )	純資産の部	
投資有価証券	2,794,374	〔株主資本〕	〔 28,096,796 〕
関係会社株式	375,124	資本金	( 670,000 )
関係会社出資金	229,319	資本剰余金	( 2,150,000 )
出資金	60	資本準備金	1,150,000
繰延税金資産	111,635	その他資本剰余金	1,000,000
その他	24,384	利益剰余金	( 25,276,796 )
		利益準備金	42,985
		別途積立金	400,000
		繰越利益剰余金	24,833,811
		〔評価・換算差額等〕	〔 1,430,322 〕
		その他有価証券評価差額金	1,412,707
		繰延ヘッジ損益	17,615
		純資産合計	29,527,118
資産合計	95,388,098	負債・純資産合計	95,388,098

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

# 損 益 計 算 書

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

(単位:千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		277,037,538
売 上 原 価		260,323,688
売 上 総 利 益		16,713,850
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,267,041
営 業 利 益		9,446,809
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
受 取 配 当 金	221,573	
そ の 他	22,946	244,527
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	255,122	
為 替 差 損	256,911	
そ の 他	9,820	521,854
経 常 利 益		9,169,483
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15,397	15,397
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,053	
そ の 他 特 別 損 失	332	5,385
税 引 前 当 期 純 利 益		9,179,495
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,677,992	
法 人 税 等 調 整 額	55,881	2,733,873
当 期 純 利 益		6,445,622

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 6年 4月 1日  
至 令和 7年 3月31日

(単位:千円)

	株 主 資 本								評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利益準備金	利 益 剰 余 金		株主 資本 合計	その他有価証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額等合 計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金							利益 剰余金合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金							
当期首残高	670,000	1,150,000	1,000,000	2,150,000	42,985	400,000	22,595,676	23,038,661	25,858,661	1,455,091	△58,736	1,396,355	27,255,016
当期変動額													
剰余金の配当							△4,207,487	△4,207,487	△4,207,487				△4,207,487
当期純利益							6,445,622	6,445,622	6,445,622				6,445,622
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										△42,384	76,351	33,967	33,967
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	2,238,135	2,238,135	2,238,135	△42,384	76,351	33,967	2,272,102
当期末残高	670,000	1,150,000	1,000,000	2,150,000	42,985	400,000	24,833,811	25,276,796	28,096,796	1,412,707	17,615	1,430,322	29,527,118

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式 移動平均法に基づく原価法  
その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法に基づき算定)

市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法

##### ②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### ③棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法(輸出入商品については個別法)に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産 定率法

(リース資産を除く)

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

##### ②無形固定資産 定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備える為、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備える為、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

##### ③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備える為、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

##### ④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

発生年度に全額を費用処理しております。

##### ⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備える為、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 重要な収益の計上基準

##### ① 収益の認識及び測定の基本

下記5ステップアプローチに基づき、収益を測定し認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

##### ② 収益の認識時点

上記の5ステップアプローチに基づき契約の履行義務を充足した時点で収益を認識いたします。

当社では、自動車資材本部にて・ポリカーボネート・熱可塑性ポリウレタン・ナイロン、生活資材本部にて・ポリエチレン樹脂・ABS樹脂・PETフィルム、化学品本部にて・添加剤・ペレスタット・DYESTUFF(染料)、エレクトロニクス材料部にて・ポリ酸化アルミニウム・添加剤・カーボンブラックの販売を行っております。このような商品の販売については、商品の支配が顧客に移転した一時点において契約の履行義務を充足しております。すなわち、顧客との契約により指定された引き渡し場所において引き渡した時点もしくは検収された時点で、当社が商品に対する支払を受ける権利が発生し、また、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値が移転した時点で収益を認識しております。

##### ③ 収益の総額表示と純額表示

商品の販売において、当社が主たる事業者として取引を行っている場合は収益を総額で、代理人として取引を行っている場合は収益を純額で表示しております。

主たる当事者か代理人かの判定に際しては、下記3つの指標に基づき総合的に判断しております。

・顧客の注文の前後、出荷中または返品時に当社が在庫リスクを保有するかどうか

・他の当事者の財の価値の設定における自由が当社にあるかどうか、また当社が当該財から受け取ることのできる便益が制限されているかどうか

・当社が契約の履行に主たる責任を有しているかどうか

#### (5) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、期末日の為替相場により円換算し、為替差額は損益として処理しております。

#### (6) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

ヘッジ手段は為替予約取引、対象は外貨建金銭債権債務です。

(7) グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方税並びに税効果の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下、「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用」「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(退職給付引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:千円)

	当 事 業 年 度
退職給付費用	10,753
退職給付引当金	864,181

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

退職給付費用及び退職給付引当金は、保険数理計算で設定される仮定や前提条件(以下、「仮定等」という。)に基づいて算出されております。これらの仮定等には、割引率、昇給率、一時金選択率、退職率、死亡率及び年金資産の長期期待運用収益率等が含まれます。

当社の退職給付制度においては、割引率は国内社債の利回りに基づき、また、長期期待運用収益率については年金資産の過去の運用実績等に基づいて決定しております。当社は、数理計算上の差異及び過去勤務費用を発生年度に全額を費用処理しているため、退職給付債務や年金資産の実績値が仮定等に基づく計算結果と異なる場合又は仮定等が変更された場合、翌事業年度の損益に影響を及ぼします。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額

343,609千円

(2)関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権 7,927,032千円  
短期金銭債務 12,895,576千円

5. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

①営業取引による取引高

売上高 23,879,575千円  
仕入高 30,745,003千円  
販売費及び一般管理費 1,159,573千円

②営業取引以外による取引高

支払利息 101,772千円  
受取配当金 138,754千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	12,597株	—株	—株	12,597株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

令和6年6月28日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 4,207,487千円  
・1株当たり配当金額 334,007.07円  
・基準日 令和6年3月31日  
・効力発生日 令和6年7月1日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

令和7年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 7,573,936千円  
・1株当たり配当金額 601,249.18円  
・基準日 令和7年3月31日  
・効力発生日 令和7年6月30日

## 7. 税効果に関する注記

### (1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額等であります。

### (2)法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」

(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

### (3)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に国会で成立し、令和8年4月1日以後開始する事業年度より

「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。当該変更による計算書類への影響は軽微であります。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
親会社	豊田通商株式会社	被所有 直接100%	商品の購入 (注1)	25,713,754千円	買掛金	1,399,663千円
			商品の販売 (注3)	18,543,765千円	売掛金	6,354,004千円
			資金調達	借入105,672,326千円 返済108,159,680千円 利息の支払101,772千円	借入金	10,383,329千円
			グループ通算に伴う納税額	2,295,814千円	未払金	925,480千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)商品の購入については、豊田通商以外からも複数の見積もりを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めてはおりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

### 2. 関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
関連会社	TOYOTSU CHEMIPLAS (THAILAND) CO., LTD.	所有 直接49%	商品の販売 (注1)	5,335,810千円	売掛金	1,510,216千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めてはおりません。期末残高には消費税等を含めております。

### 3. 兄弟会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
兄弟会社	TOYOTA TSUSHO VIETNAM COMPANY LIMITED	なし	商品の販売 (注1)	6,143,099千円	売掛金	1,277,408千円
兄弟会社	TOYOTA TSUSHO AMERICA INC.	なし	商品の販売 (注1)	5,925,830千円	売掛金	1,161,623千円
兄弟会社	TOYOTA TSUSHO (THAILAND) COMPANY LIMITED	なし	商品の販売 (注1)	5,087,219千円	売掛金	1,195,166千円
兄弟会社	TOYOTA TSUSHO (SHANGHAI) CO., LTD.	なし	商品の販売 (注1)	4,699,447千円	売掛金	1,429,030千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めてはおりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、親会社である豊田通商からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引管理規程に沿ってリスク低減を図っております。又、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

短期借入金の使途は運転資金です。

デリバティブ取引はデリバティブ管理規程に従い、実需の範囲で行う事としております。

### 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額及び差額については次の通りであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	2,490,153千円	2,490,153千円	-
デリバティブ資産	5,251千円	5,251千円	-

### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 受取手形、電子記録債権、売掛金、未収入金、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金、リース債務、未払金、未払法人税等、未払事業所税、預り金、預かり保証金  
これらは短期間で決済される為、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

### (2) 投資有価証券

これらの時価については、株式の取引所の価格によっております。

### (3) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りである。

区分	期末残高
非上場株式	679,345千円
出資金	229,379千円

## 10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)重要な収益の計上基準」に記載のとおりです。

## 11. 一株当たり情報の注記

1株当たり純資産額 2,343,980円11銭

1株当たり当期純利益 511,679円14銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 監査報告書

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行と計算書類及びその附属明細書を監査致しました。その方法及び結果につき以下の通り報告致します。

## 1. 監査の方法及びその内容

私は、当事業年度の監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。

- 1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人並びに会計監査人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- 2) 事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制）の整備に関する取締役会決議の相当性を検討するとともに、その構築及び運用状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- 3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月30日

豊通ケミプラス株式会社

常勤監査役

井上 治彦

井上 治彦



# 独立監査人の監査報告書

令和7年5月27日

豊通ケミプラス株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

五代 英紀

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、豊通ケミプラス株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査役責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上